制 定 平 26.3.25 規則 1 最近改正 令 2.11.20 規則 3

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例 (昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第2号。以下「条例」という。)第20条の2の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 条例第20条の2第1項及び第2項の管理又は監督の地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の 規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及び淀川左岸水防事務組合 一般職の採用に関する条例(令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号)第2条の規定 により採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)以外の職員以下「常勤の職 員」という。)で課長級以上の職にある職員とする。 (手当額)

(手当額)

第3条 条例第20条の2第3項の管理者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第20条の2第3項第1号に該当するもの

	常勤の職員	再任用職員及び一般任期付職員
事務局長の職にある職員	10,000円	8, 500円
課長級の職にある職員	8,500円	

(2) 条例第20条の2第3項第2号に該当するもの

	常勤の職員	再任用職員及び一般任期付職員
事務局長の職にある職員	5,000円	4,300円
課長級の職にある職員	4,300円	

2 条例第 20 条の 2 第 3 項第 1 号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする

(支給日)

第4条 管理職員特別勤務手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給 日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平 27.3.25 規則 3)
- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平 28.3.31 規則 4)
- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令 2.11.20 規則 3)
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。